

米・日見積り比較(大腿義足:膝継手4軸インテリ使用)

米国の見積り内容		金額(\$)	日本のお見積り内容		金額(¥)	
ベースコード	L5321	大腿義足、モールドソケット、オープンエンド、SACH足部、骨格構造、単軸膝継手	\$3,566	基本価格 基本価格の加算 製作要素 支持部	B-2 吸着式 チェックソケット 坐骨収納型ソケット 二重式ソケット シリコン・シールイン 支持部	¥97,800 ¥44,200 ¥54,200 ¥27,100 ¥112,700 ¥16,000
	L5650	トータルコンタクト	\$530			
追加コード	L5624	大腿義足チェックソケット加算(×2まで可能)	\$394			
	L5649	坐骨収納型ソケット	\$2,066	完成用部品 (義足調整用部品)	吸着バルブ ソケットアダプター チューブ クランプアダプター	¥13,900 ¥29,700 ¥2,800 ¥12,400
	L5651	フレキシブルインナーソケット、外フレーム	\$1,303			
	L5840	4軸又は多軸、空圧遊脚制御	\$3,171	完成用部品 (膝継手)	インテリジェント膝継手 NI-C411	¥356,500
	L5857 L5950	遊脚マイコン制御 超軽量材料(カーボン)	\$7,190 \$728			
L5981	フレックスウォークシステム、又は同等品	\$3,125	完成用部品 (足部)	フリーダムFS3000	¥205,700	
合計金額		\$22,073			¥973,000	

L-Codeとユーザーの機能定義

ユーザーの機能レベル

義足の特定の構成品／付加物に必要とする医学的判断

- ・利用者の潜在的な機能・能力に基づく
- ・義肢装具士又は医師によって評価され、以下を含む
 - a. 利用者の既往歴(該当する場合は過去の義肢使用を含む)
 - b. 残肢の状態およびその他の医学的問題の性質を含む利用者の現在の状態
 - c. 利用者の歩行意欲

L-Codeとユーザーの機能定義

- K0 : 介助の有無にかかわらず、安全に歩行又は移動する能力又は潜在的
能力がなく、義肢によってQOL又は可動性が向上しない
- K1 : 一定の歩調で平坦な表面上を移動又は歩行するために義肢を使用する
能力又は潜在能力がある。限定的又は制限のない家庭内歩行者
- K2 : 縁石、階段、又は凹凸のある面などの低い環境障壁を越えて歩行する
能力又は潜在的能力がある。限定的な地域内歩行者
- K3 : 種々の歩調での歩行能力又は潜在的能力がある。殆どの環境障壁を
越える能力又は潜在能力を有し、単純な運動以上の義肢を必要とする
職業、治療、又は運動活動ができる地域内歩行者
- K4 : 基本的な歩行能力を超える義肢歩行の能力又は潜在能力があり、高
い衝撃、応力、又はエネルギーレベルを呈する。児童、活動的な成人、
又は運動選手など


切断患者の可動性予測因子評価ツール

氏名:

評価者:

日付:

時間:

<p>1. 座位バランス</p> <p>背もたれにもたれずに、胸の前で腕組みして、60秒間前かがみに座る。</p>	<p>支えなしに60秒間、直立して座れない。 支えなしに60秒間、直立して座れる。</p>	<p>=0 =1</p>	<p>コメント</p>
<p>2. 座位で手を伸ばす</p> <p>前方に手を伸ばし、好きな方の手で定規をつかむ(試験者が胸部中線、又は健足の中線で壁に背を向けて、被験者が伸ばした手の26cm先の定規を持っておく)。</p>	<p>試みようとしなない。 つかめない、又は腕で支えなければできない。 前方に手を伸ばし、問題なく定規をつかむ。</p>	<p>=0 =1 =2</p>	
<p>3. 椅子から椅子への移動90°</p> <p>椅子の高さは40~50cm。支えを使用してもよいが、肘掛けは使用しない。</p>	<p>移動できない、又は身体的介助が必要。 移動できるが、不安定、又はガードに触れる必要がある。 一人で移動できる。</p>	<p>=0 =1 =2</p>	
<p>確認項目 ⇒ 21項目</p>	<p>評価ツールにリンク </p>		

L-Codeとユーザーの機能定義

【例】足部

	機能レベル			
	K1	K2	K3	K4
L5970 SACH	○	○	○	○
L5974 単軸	○	○	○	○
L5972 フレキシブルキール		○	○	○
L5978 多軸		○	○	○
L5976 ダイナミックレスポンス			○	○
L5979 多軸／ダイナミックレスポンス			○	○
L5980 フレックスフット又は同等品			○	○
L5981 フレックスウオーク又は同等品			○	○
L5987 シャンクフット／VSP			○	○
L5973 電子制御			○	○

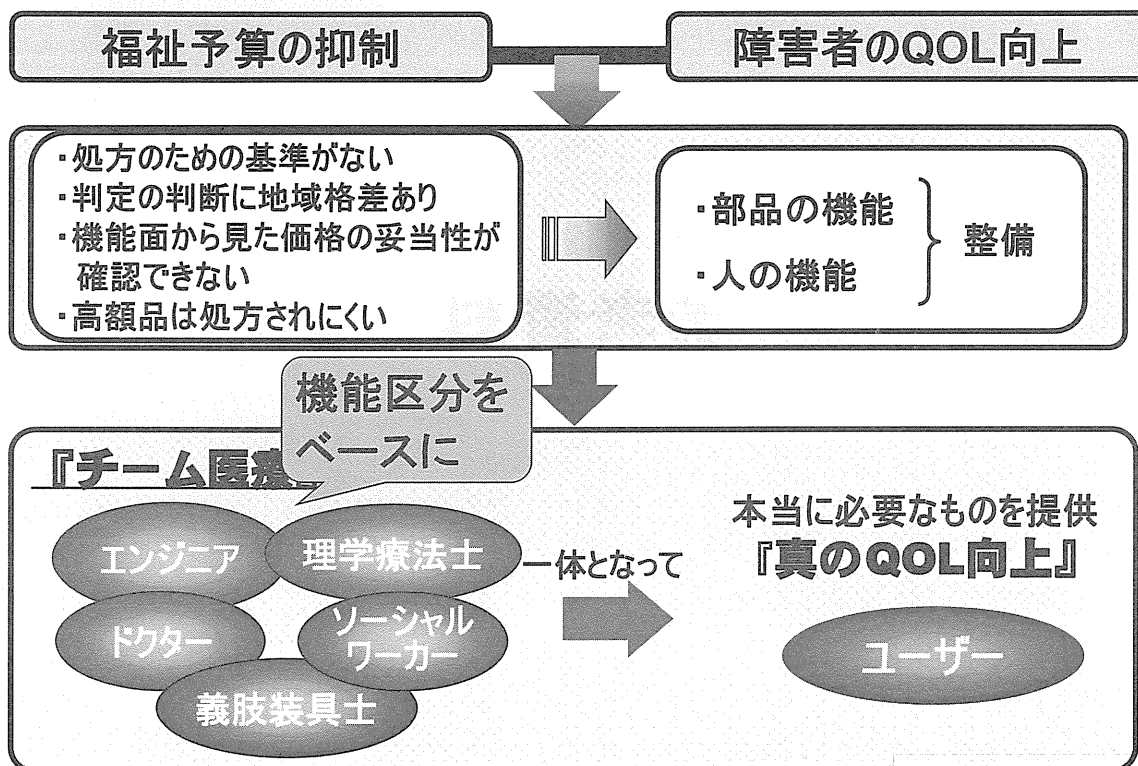
L-Codeとユーザーの機能定義

【例】膝継手

Lower Limb Prosthetics LCD & Policy Article

	機能レベル			
	K1	K2	K3	K4
摩擦膝 L5611, L5616, L5710 - L5718, L5810 L5812, L5816, L5818	○	○	○	○
油圧・空圧・電子制御膝 L5610, L5613, L5614, L5722 - L5780 L5814, L5822 - L5840, L5848, L5856 L5857, L5858			○	○
ハイアクティブフレーム L5930				○

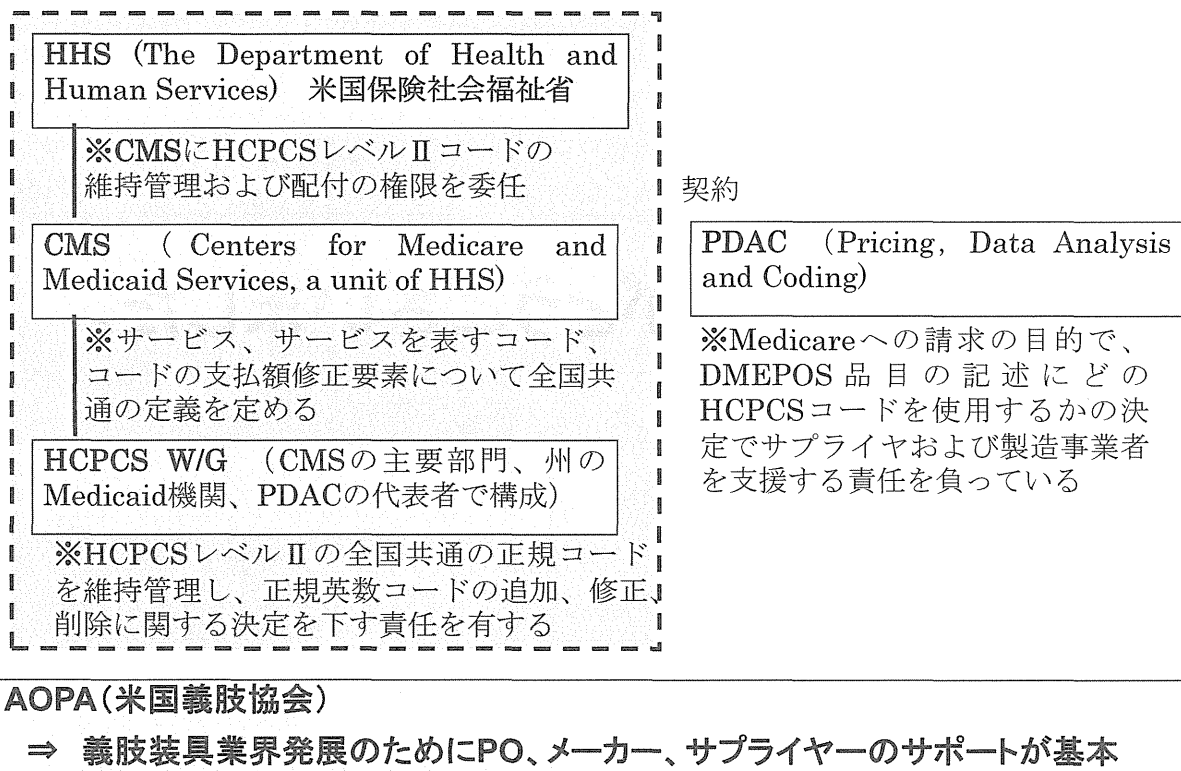
適切な補装具を適切に利用者の手に



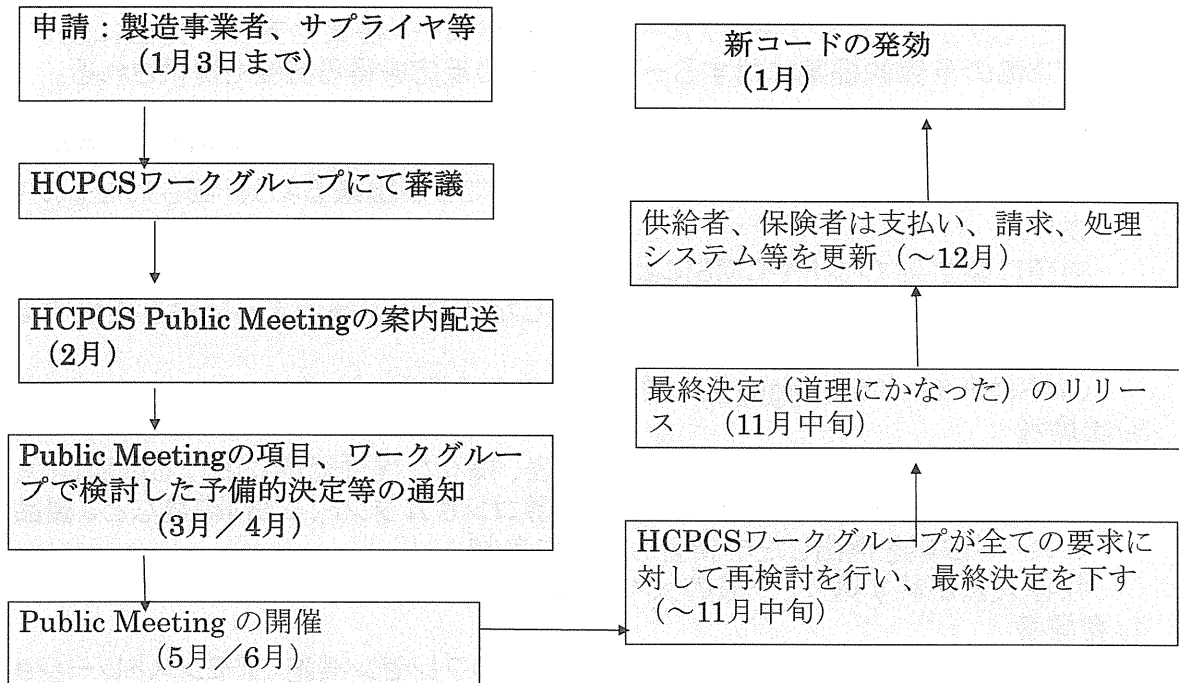
ご静聴ありがとうございました。

参考資料

関連組織



HCPCSレベルⅡ Annual Coding Cycle



HCPCSレベルⅡコード修正依頼

- 1. 修正依頼者 ⇒ 誰でも可（製造事業者、サプライヤー等）
- 2. 修正依頼時期 ⇒ 年間を通じていつでも提出可、1月4日までに受領されれば次回の年次更新時（翌年1月1日）での採用が検討される。但し、HCPCSコード1につき1件の申請、申請件数は1社30日間で15件まで
- 3. 依頼できるHCPCSコード修正

1) 正規コードの追加

製品を記述する明確なコードが存在しないとき、但し、

- ①FDAが米国内で当該製品の市販を許可しており
- ②薬剤以外の製品については、当該製品が市販されて3ヶ月以上が経過しており
- ③国内市場における同種の製品の中で通院患者による当該製品の使用率が3%以上である場合

※新規コードの依頼が承認されたとしても、新規のHCPCSコードの追加が必ずしも当該品目が保険者による補償対象になることを意味するものではない

2) 既存コードに記述されている表現の変更

既存コードがあり、そのコードによって表される製品カテゴリーについての記述を改善するために、コードの記述子を修正する必要があると関係当事者が考えた場合、コード修正の提案を行うことができる

3) 既存コードの削除

既存のコードが陳腐化した場合、或いは別のコードが重複している場合など、そのコードの削除を依頼することができる

5. Public Meetingの目的、役割、出席者

1) 目的

- ・製品、備品、およびサービスについての医療共通行為コード体系(HCPCS)の具体的なコード依頼に関して一般市民に情報提示の場を提供することにある。また、CMS HCPCSワークグループの予備的コード提案や支払い方法に関するCMSの予備的提案に対する一般の人々の反応を得る機会も提供される。

2) 役割

- ・全ての製造業者などがCMSの予備的決定に関して追加情報を提示し、問題点を明確化し、支持もしくは反対の見解を示すことが出来るよう計画されたものであり、
- ・申請に関するコメントやCMSにより公表された予備的決定に関する具体的なコメントをCMSが聴き、一般の人々にそうしたコメントを提示する機会を提供するものである。
- ・CMSはPublic Meetingの後に最終決定を行う権利がある。

3) 出席者

- ・医療機器の製造業者、サプライヤの代表、様々な提供組織における政府関係、規制、コンプライアンスの専門職員、業界コンサルタント、CSM職員など、製品のコード依頼を提出した申請者も自由に参加
- ・収容人員が許す限り、一般の人々に公開

4) 発言者

- ・主要発言者(修正依頼申請者)⇒ 15分間のプレゼン実施(デモンストレーション等含む)
- ・5分間発言者 ⇒ 提案を支持する、または異議がある人

各論2

更生相談所からみた補装具費 支給制度の課題

分担研究者・榎本 修

宮城県リハビリテーション支援センター

障害当事者

補装具に対する利用
者のニーズが多様化

ノーマライゼーション・社会参加
便利な物・スタイルの良い物が欲しい

補装具製作者・メーカー

技術革新による新製品
の開発や改良が活発

利用者により便利な物
より高機能な物を使ってもらいたい

更生相談所・行政

高額、高機能な製品に対する
社会的必要性の判断

医学的見地からの
必要性の判断

公費負担の見地から
公平・公正な判断

VS

全国の更生相談所における補装具判定の実態

(76所回答) 特例補装具判定困難事例集(テクノエイド協会) 平成22年3月 より

相談形式

来所相談93%、巡回67%、在宅57%

種目別

- 義肢: 直接64%、文書31%
- 装具: 直接41%、文書54%
- 電動車椅子: 直接94%、文書1%
- 座位保持装置: 直接50%、文書45%

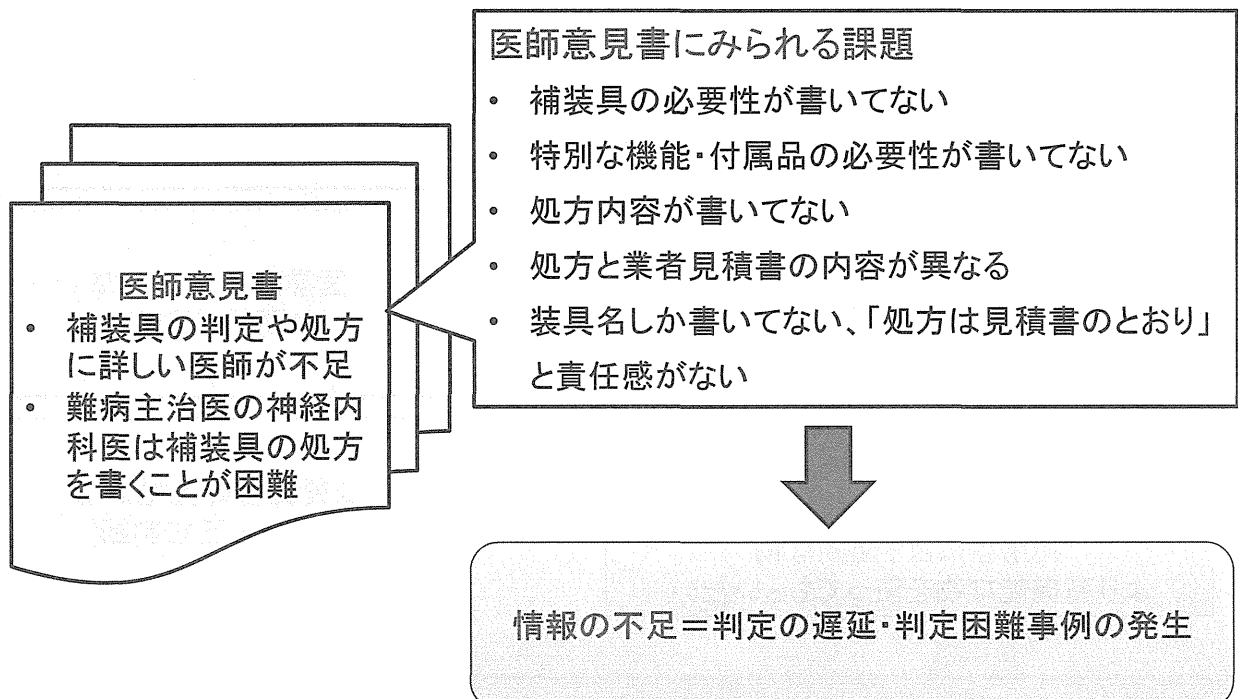
↑
来所判定すべき

- 意思伝達装置: 直接43%、文書51%
- オーダー車椅子: 直接44%、文書51%

↓
文書可能

3

厚労省の指針で直接判定が推奨される種目も全国的な傾向として文書判定がなされている



全国補装具判定の実態 **判定困難要因** (76所回答)

特例補装具判定困難事例集(テクノエイド協会) 平成22年3月 より

ベスト5

- 高額完成用部品(義足・筋電義手)など 61%
- 複数同時支給の妥当性判断 57%
- 高額な加工、特別仕様の妥当性判断 54%
- 高額な電動車椅子の処方 50%
- 高額な車椅子(外国製など)の処方 47%

公費故、高額補装具の判定は慎重にならざるを得ない
情報不足、対象者を直接みていないで文書で判断する
場合が判定困難につながる

5

先行研究・調査・活動から得られた課題

1. 特例補装具判定困難事例集からの知見

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト

- ① 更生相談所によって判定困難と感じる
地域差がある
- ② 文書判定など情報不足が原因で判定困難と
なっている
- ③ 高額な製品、児童補装具の判定困難事例が
多い

